

岐阜県公報

第 二 千 五 百 三 号

平 成 二 十 五 年 十 二 月 六 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県女性相談センター運営規則の一部を改正する規則

(子ども家庭課) 七九三^頁

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 七九三

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 八〇〇

道路の供用開始

(同) 八〇一

公 示

指定自立支援医療機関の指定

(保 健 医 療 課) 八〇二

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 八〇三

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商 業 流 通 課) 八〇三

規 則

岐阜県女性相談センター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百三三号

岐阜県女性相談センター運営規則の一部を改正する規則

岐阜県女性相談センター運営規則(昭和三十二年岐阜県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「調査」を「一時保護」に改め、同条第一項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「第三条第二項」を「第一条第二項」に改め、「被害者」の下に「同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。」を加え、「調査」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市洞戸高賀字添又一三四五の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字添又一三四五の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市坂下字二股四二五〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字上八田ンボ四〇〇一の一、四〇〇三の一、四〇〇三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字渡合三三三の二八、三五八四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字平田二八三二の二五、二八三二の二六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市長島町久須見字日焼六六六の二三、六七〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町横通字ヤサガイト二二五の二、二二五の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町漆原字井沢四四五の一、五七一の六一から五七一の六三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町小那比字西神奈良四〇五六、四〇五八、四〇六八から四〇七一まで、
四〇七二の一、四〇七二の二、四〇七三の一、四〇七三の二、四〇七四の一、四〇七四の二、四〇七七、四〇七八、四一一六、四一一七の一、四一一七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町剣字矢田平二〇四八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字江島五九七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬中切字淵尻四七八の一、字樽ヶ洞五六四、五六六の一（次の図に示す部分に限る。）、五六六の二、五六六の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字山之神四一七二の八、四一七二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字野原三二八二の二、三二八三の四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字瀬戸三三三〇の三七、三三三〇の三八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第五百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日美束字奈良谷一八三二の六、一八三二の八、一八三二の九、一

八三二の一六、一八三二の一七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第五百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町白山字中内四六〇の一・四六一(以上二筆)について次の図に示す部分

に限る。(一)四六二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

中津川市上野字丸根四九七番三地从先から			
同	市同	字同	五三
〇番三地从先まで			
同	市同	字同	五三
一番一地从先まで			
後	前	後	前
二・六 五・五	二・三 四・〇	三・五 三・〇	三・五 五・五
		二五・〇	二五・〇

岐阜県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		類の道路	路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
神池戸田線			揖斐郡池田町下東野字下河原六二七番一地从先から		同 郡同 町同 字同 六二九番地先まで		後	前	ル(メートル)	ル(メートル)	
							一・六 一・四	二・六 一・一	六〇	六〇	

岐阜県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		類の道路	路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
白下川呂線			加茂郡東白川村五加字小九合二三四番一地从先から		同 郡同 村同 字同 二三七六番一地从先まで		後	前	ル(メートル)	ル(メートル)	
							一・〇 二・四	一・〇 二・三	八・五	八・五	

岐阜県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

国道		類の道路	路線名		区 間		延長		供用開始の期日	備考
二五五十六号			中津川市上野字上呉川七二五番一地从先から		同 市同 字丸根五三一番一地从先まで		七五・〇		平成二五・一・一六	平成二五・三・二九 平成二五・三・二六

岐阜県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日ほか）
県道	中之元線 古川線	揖斐郡大野町大字寺内字村ノ内一四七番三地先から 同郡同町大字古川字村東二二九番二地先まで		七六・〇	平成 二五・三・六	平成 二〇・三・六

岐阜県告示第五百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日ほか）

県道	神池戸線	揖斐郡池田町下東野字下河原六二七番一地先から 同郡同町同字同六二九番地先まで	八〇	平成 二五・三・六	平成 二五・三・六
----	------	---	----	--------------	--------------

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年指月日定
にしおクリニツ	中津川市中津川九六四の二七四	脳神経外科・神経内科・内科	精神通院	平成 二五・三・一
はしもと内科	岐阜市岩地一の二の八	内科・心療内科	精神通院	平成 二五・三・一

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日定
プラス薬局 FC芥見	岐阜市芥見南山二丁目八番一九号	精神通院	平成 二五・三・一

たんぼば薬局 名鉄岐阜店	岐阜市神田町九丁目一〇番地	精神通院	平成 二五・三・一
パイパス調剤薬局	大垣市中野町五丁目四二番地	精神通院	平成 二五・三・一
アオイ薬局 七宗店	加茂郡七宗町上麻生二二六一の一	精神通院	平成 二五・三・一
アオイ薬局 三宅店	羽島郡岐南町三宅一丁目一七四番地	精神通院	平成 二五・三・一
下磯調剤薬局	揖斐郡大野町大字下磯四九九	精神通院	平成 二五・三・一
澤田調剤薬局	土岐市妻木町一四一九の一	精神通院	平成 二五・三・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（指定訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
赤坂宿訪問看護ステーション	大垣市赤坂新町二六七	精神通院	平成 二五・四・一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年十二月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課

において縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
イオンモール各務原
各務原市那加萱場町三丁目八番地
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

平成二十五年十二月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社